

# 広島市建設工事リサイクル推進要綱

平成18年	3月30日	制定
平成20年	12月1日	改定
平成29年	12月1日	改定
令和5年	1月1日	改定
令和5年	5月26日	改定

都市整備局技術管理課

# 第1章 総則

## 第1 目的

この要綱は、建設工事において、発注者及び施工者が資源の有効な利用を図るため、建設副産物の発生抑制及び利用並びに再生資材の利用に関し必要な事項を定めることにより、建設工事での資源のリサイクルを推進し、ひいては広島市の持続的発展と環境の保全に資することを目的とする。

## 第2 適用範囲

この要綱は、広島市が発注する建設工事に適用する。

## 第3 用語の定義

この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。(別紙参照)

- (1)「副産物」とは、事業活動（一般廃棄物を処理する活動を含む。）に伴い副次的に得られた物品（放射性物質及びこれに汚染されたものを除く。）をいう。
- (2)「建設副産物」とは、副産物のうち建設工事に係るものをいう。
- (3)「指定副産物」とは、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号。以下「リサイクル法」という。）」第2条第13項の規定に基づき関係法令で定められたもののうち建設業に係るもので、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び木材（以下「建設発生木材」という。）をいう。
- (4)「建設発生土」とは、建設副産物のうち土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (5)「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）」第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）に該当するものをいう。
- (6)「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって人体に有害でなく原材料として利用することのできるもの又はその可能性のあるものをいう。「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。
  - ア 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）。
  - イ 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。
- (7)「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設発生土及び建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
  - ア 建設発生土及び建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設発生土及び建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
  - イ 建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- (8)「再生資材」とは、再生資源を原料にして、再資源化施設等で製造された資材をいう。
- (9)「指定資材」とは、建設工事で使用する資材のうち、土砂、砂、碎石及び加熱アスファルト混合物をいう。
- (10)「処理土」とは、建設発生土を脱水、乾燥、粒度調整又は安定処理を行い、その性状を改良した土を総称したものをいい、改良土（セメント系や石灰系の改良材等を混合し、土の性状を化学的に改良（安定処理）した土）もこれに含まれる。

- (11) 「再生砂」とは、建設発生土を加工した砂をいう。
- (12) 「再生砕石」とは、「再生クラッシャーラン」及び「再生粒度調整砕石」をいう。
- (13) 「広島市グリーン購入適合資材」とは、「広島市役所グリーン購入ガイドラインの特定品目の判断基準に適合する再生資材」をいう。
- (14) 「広島県登録リサイクル製品」とは、「広島県生活環境の保全等に関する条例」第79条第2項の規定に基づき登録されたリサイクル製品をいう。
- (15) 「発注者」とは、建設工事を発注する主体としての広島市をいう。
- (16) 「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。
- (17) 「下請負人」とは、建設工事を他のものから請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事について締結される下請契約における請負人をいう。
- (19) 「施工者」とは、建設工事の施工を行う者であって、元請業者及び下請負人をいう。

#### **第4 資源有効利用の基本方針**

発注者及び施工者は、次の基本方針により資源の有効利用を推進するものとする。

(1) 建設副産物の発生抑制の推進

発注者及び施工者は、建設工事に伴い発生する建設副産物の発生の抑制に努めるものとする。建設副産物の再使用の推進

発注者及び施工者は、建設工事に伴い発生した建設副産物の再使用に努めるものとする。

(3) 建設発生土の工事間流用及び再資源化の推進

発注者及び施工者は、工事現場から建設発生土を搬出する場合は、原則として、建設発生土情報交換システムを活用するなど他の公共工事現場等へ流用するものとし、やむを得ず流用することができなかつた場合は、再資源化施設へ搬出するよう努めるものとする。

(4) 建設廃棄物の再資源化の推進

発注者及び施工者は、建設工事に伴い発生した建設廃棄物を再資源化施設へ搬出するよう努めるものとする。

(5) 再生資材の使用の推進

発注者及び施工者は、建設工事で使用する資材について、工作物に要求される機能及び環境安全性を確保しつつ、再生資材の使用に努めるものとする。

#### **第5 建設副産物の適正処理の徹底**

発注者及び施工者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省事務次官通達、平成14年5月30日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図るものとする。

#### **第6 工事の契約図書における条件の明示**

発注者は、建設工事の発注に際し、資源のリサイクルを推進するため、再資源化施設への建設副産物の搬出や、再生資材の使用について、必要な事項を設計図書に条件として明示し、明示した条件に変更が生じた場合は必要に応じ設計変更などにより適切に対処するものとする。

## **第7 計画の作成及び提出**

元請業者は、原則として、別に定める「建設副産物再資源化促進指針」に規定する「再生資源利用促進計画（以下「利用促進計画」という。）」、確認結果票及び別に定める「再生資材使用指針」に規定する「再生資源利用計画（以下「利用計画」という。）」を作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出するとともに、その内容を説明する。

## **第8 計画の掲示**

「利用促進計画」、確認結果票及び「利用計画」を工事現場の見やすい場所に掲示、又は映像等により表示することにより公衆の閲覧に供すること。

## **第9 計画の変更**

元請業者は、「利用促進計画」、確認結果票又は「利用計画」の内容に変更が生じたときは、速やかに当該計画及び施工計画書を変更し、その変更の内容を監督職員に速やかに報告すること。

## **第10 実績の把握と記録の保存**

元請業者は、建設工事の完成後、速やかに「利用促進計画」及び「利用計画」の実施結果を監督職員に提出するとともに、その記録を5年間保存するものとする。

## **第11 現場の管理体制**

元請業者は、再生資材及び建設発生土を利用すること並びに再資源化の促進を行うため、工事現場におけるリサイクル推進の責任者（以下「リサイクル責任者」という。）を明確にし、施工計画書に記載するものとする。

また、発注者は、リサイクル責任者に対し、「利用促進計画」及び「利用計画」の内容について現場担当者の教育を十分行うとともに関係する他の施工者及び資材納入業者にもこれを周知徹底させるよう、指導するものとする。

## **第12 施工者の管理体制**

元請業者は、リサイクル責任者に対する指導や関係する他の施工者等に対する資源の有効な利用の促進に関する意識の啓発のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

## **第13 建設副産物再資源化促進指針**

建設副産物の再資源化の促進に係る指針は別に定める。

## **第14 再生資材使用指針**

再生資材の使用に係る指針は別に定める。

**附則**

この要領は、平成18年 4月1日より施行する。

**附則**

この要綱は、平成20年12月1日より施行する。

**附則**

この要綱は、平成29年12月1日より施行する。

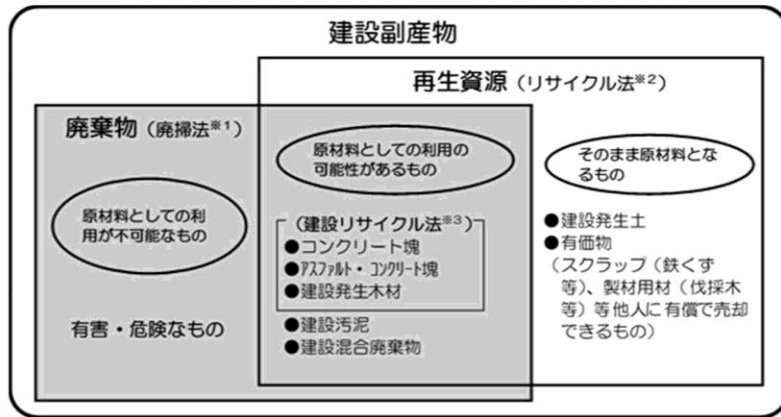
**附則**

この要綱は、令和5年1月1日より施行する。

**附則**

この要綱は、令和5年5月26日より施行する。

< 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係 >



- \*1 廃掃法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- \*2 リサイクル法：資源の有効な利用の促進に関する法律
- \*3 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

< 建設副産物の具体例 >

